

12) 五月三日午後九時四十分、山石川林野保任工場管理人浦口
 母以即方ヲ労働者凡ノ者、襲来ニ来リ素去園、リ屋内ニ投ス
 入子障子ニ投ラ、砂塵逃去リ
 右反甲(通)取恨也

覚書

今般三同印刷所対従業員トノ労働争議ハ左記条件ニヨリ円満解決ニシタルニ就テ
 ハ茲ニ覚書三通ヲ作成シ、当时者各々一冊宛保持スルモノトス
 一 三同印刷所ハ解雇通知者中二十五名ノ復職ヲ認め、争議因創ハ終六十六名ノ解
 雇ヲ認めルコト
 但シ復職者ノ人選ハ三同印刷所ヘ一任スルコト
 二 争当トシテ全一替ヲ呈ス
 (内意一万五千七百円也)
 三 同業工場、解散手当トシテ全五百円ヲ呈ス
 四 下給者従業員ノ深給ニ対シテハ高給者ノ減給ヲ以テ之ニ充当スルコト
 但シ現在給料ノ総額ヲ変更セザルコト
 五 定額賃給ノ件ハ考慮スルコト
 六 復職手当制、件ハ考慮スルコト
 七 出入口工場運入即時退職ノ件ハ考慮スルコト
 八 前条三同印刷所カ出賃ニ後ニシテ九場合ハ現在、被解雇者ニ対シテ雇傭ノ豫定
 有ラズルコト
 昭和六年五月八日 三同印刷所 代表支配人

代表支配人
 組合代表

経業員代表

川辺辰 実確
 高野 一
 白鳥 一
 島内 一
 矢島 吉